

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、
物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国
政府との間の協定に基づく日本国防衛省とアメリカ合衆国防省
との間の手続取極（U S — J A — 〇二）

（参考）

(仮訳文)

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づく日本国防衛省とアメリカ合衆国国防省との間の手続取極 (U S - J A - 〇二)

日本国防衛省及びアメリカ合衆国国防省 (以下個別に「締約者」といい、「両締約者」と総称する。) は、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定 (以下「協定」という。) に基づき、後方支援の協力の増大を通じてそれぞれの部隊の相互運用性、即応性及び効率性を促進することを希望して、両締約者間でこの手続取極を締結することを決定した。

第一条 目的

この手続取極は、次条に定義する後方支援、物品又は役務の相互の提供を促進するための協定に関する基本的な条件、手続及び細目を追加的に定めることを目的として締結する。

第二条 定義

この手続取極及び具体的な手続を定める実施取決めにおいては、次の定義を適用する。

a 実施権者 付表A付紙Dに例示する指名書により、発注証の発出、受領又は決済につき権限を与えられた者

b 秘密情報 国家安全保障上の利益のために保護を必要とする公式の情報であつて、秘密指定の表示の適用によりそのように指定されるもの。秘密情報は、口頭、映像、磁気、電子若しくは文書の形態又は装備若しくは技術の形態をとることができる。

c 実施取決め 第四条3に規定する後方支援、物品又は役務に関する書面による補足的な取決めであつて、この手続取極を実施するための細目及び条件を定めるもの

d 送り状 提供締約者からの文書であつて、この手続取極及び適用される実施取決めに従つて行われる個別の後方支援、物品又は役務の決済を求めるもの

e 後方支援、物品又は役務 食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練

業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）、空港・港湾業務及び弾薬。後方支援、物品又は役務には、汎用車両その他の非致死性の軍事上の装備品の一時的な使用であつて、両締約者の国の国内法令により認められるものを含む。後方支援、物品又は役務は、前記のいずれか又は全ての区分の支援、物品又は役務をいう。

f 発注証 合意された様式を用い、かつ、権限を与えられた者によつて署名された書面であつて、この手続取極及び適用される実施取決めに基づく個別の後方支援、物品又は役務の提供を要請するもの

g 連絡先 この手続取極に従つて、後方支援、物品又は役務を要請する発注証に署名し、若しくは後方支援、物品又は役務を提供することに同意すること、又はこの手続取極に従つて提供され、若しくは受領される後方支援、物品又は役務を決済することについて、締約者によつて権限を与えられた部署又は機関。連絡先は、この手続取極の又は関連する実施取決めの連絡先に係る付表に記載される。

h 受領締約者 後方支援、物品又は役務を発注し、及び受領する締約者

i 同種の置換え この手続取極に従つて行われた移転の決済であつて、受領締約者が、受領した後方支援、物品又は役務を、合意された条件の下で、同一の又は実質的に同一の性質を有する後方支援、物品又

は役務をもって返還し、又は置き換えることに合意するもの。実質的に同一の物品とは、同種、同等及び同量の物品をいう。実質的に同一の役務とは、同種であり、かつ、同等の価値を有する役務をいう。

j 決済 同種の置換え又は通貨による償還のいずれかによる義務の履行

k 提供締約者 後方支援、物品又は役務を提供する締約者

l 移転 通貨による償還又は同種の置換えが行われることになるこの手続取極の条件に従う後方支援、物品又は役務の提供

第三条 適用

1 この手続取極は、主に共同演習、訓練、部隊の展開若しくは派遣、港への訪問、運用若しくはその他の協力措置又は予期しない状況若しくは緊急事態において使用される後方支援、物品又は役務について、一の締約者が後方支援、物品又は役務を必要とする場合に、当該後方支援、物品又は役務の相互の提供を促進することを目的とする。日本国の自衛隊による後方支援、物品又は役務の提供又は受領は、協定の第二条、第三条、第四条、第五条又は第六条の下での条件を満たすものとする。

2 この手続取極は、提供締約者の部隊に対する通貨による償還又は同種の置換えのいずれかが行われるこ

とになる一方の締約者の部隊から他方の締約者の部隊への後方支援、物品又は役務の提供に適用される。

- 3 この手続取極又は実施取決めの下での両締約者の全ての活動は、両国が締結している国際約束及びそれぞれの国内法令に従って実施される。この手続取極又は関連する実施取決めの下で両締約者が負う全ての義務は、その目的のための資金があることを条件とする。事前に別段の合意がある場合を除くほか、締約者は、後方支援、物品又は役務を決済するための利用可能な資金（又は同意された同種の支援）を有さない限り、この手続取極及び関連する実施取決めに基づいて、発注証を発出し、及び後方支援、物品又は役務を受領しない。締約者は、義務を履行するための資金を有さないことが判明した場合には、速やかに他方の締約者に通知するものとし、当該他方の締約者は、当該資金により決済されることが予定されていた後方支援、物品又は役務の提供を継続しない権利を有するものとする。このことは、締約者が既に受領した後方支援、物品又は役務を決済する義務に影響を及ぼさない。

- 4 次に掲げる品目は、この手続取極の下で移転されないものとし、その範囲から明示的に除外される。

- a 武器システム

- b 完成された主要な装備品（汎用車両その他の非致死性の軍事上の装備品の一時的な使用であつて、両

締約者の国内法令により認められるものを除く。）

c 主要な装備品の当初の発注に関連する部品の交換又は予備のための当初の数量（ただし、速やかな修理・整備業務に必要な交換のための又は予備の部品については、移転し得る。）

5 各締約者の国内法令により移転することが禁止される品目の移転もまた、この手続取極の下での締約者による移転から除外される。アメリカ合衆国軍隊は、アメリカ合衆国の法令に従い、この手続取極の下で次の品目を移転することができない。

a 誘導ミサイル

b 機雷及び魚雷

c 核弾（弾頭、弾頭部、飛翔体、爆破薬、訓練弾等の品目を含む。）

d 爆弾又はその他の弾薬の誘導キット

e 化学弾（ただし、暴動鎮圧剤を除く。）

f 移転について、千九百五十四年の原子力法（アメリカ合衆国法典第四十二編第二千十一条以下）に従うこととされている原料、副産物、若しくは特殊核物質又はその他の物質、物品、データ若しくは価値

を有する物

g アメリカ合衆国の軍需品リスト（アメリカ合衆国連邦規則法典第二十二編第二百一十一部）において重要軍事装備に指定されている軍事上の装備品（アメリカ合衆国の法律に規定する後方支援、物品又は役務の定義に従って認められるものを除く。）

6 日本国の自衛隊は、日本国の法令に従い、銃、火器等戦闘行動において直接人の殺傷その他の武力行使の手段として用いられる機械、器具、装置である武器（これらの語は、日本国政府の用例による。）を移転することができない。また、日本国の自衛隊は、第三条5 a から g までに規定する品目を移転しない。

第四条 条件

1 各締約者は、協定及びこの手続取極に基づく後方支援、物品又は役務に係る他方の締約者からの要請を満たすために、国内の優先順位に従い、最善の努力を払う。ただし、実施取決めが当該要請を満たすためのより厳格な基準を含む場合には、実施取決めが当該基準が適用される。

2 発注証の発出及び受領は、連絡先又はこの手続取極の付表 B から付表 M までにおいて両締約者が特定する指定された者のみが行う。日本国の自衛隊がアメリカ合衆国太平洋軍の管轄区域外において後方支援、

物品又は役務を要請する場合には、当該後方支援、物品又は役務を管轄する連絡先に直接発注証を発出し、又はアメリカ合衆国太平洋軍以外の連絡先への発注証の発出についてアメリカ合衆国太平洋軍若しくはその隷下部隊の支援を求めることができる。

3 この手続取極に基づく実施取決めについては、アメリカ合衆国太平洋軍司令部、他のアメリカ合衆国の各軍の司令部、これらの司令部が指定する隷下の各部隊の司令部又はアメリカ合衆国太平洋軍司令部によつて権限を与えられたアメリカ合衆国防省の機関が、アメリカ合衆国防省のために交渉することができる。実施取決めについては、日本国防衛省のために、各幕僚長若しくは各幕僚長が指定する者又は防衛大臣によつて権限を与えられた部隊の長が交渉することができる。

4 受領締約者は、書面の発注証の発出に先立ち、まず、必要とする物資又は役務の利用可能性、価格及び希望する決済の方法を確定するために、提供締約者の連絡先に電話、ファックス又は電子メール等により連絡するものとする。発注証には、付表Aに掲げる情報の要素及び移転を実施するために必要なその他の条件及び細目を全て含める。記入要領及び標準的な発注証の様式は、別添する（付表A付紙A及びB）。全ての発注証及び関連する往復文書には、この手続取極の番号であるUS-JA-〇二を付するものとする。

る。

5 両締約者は、全ての処理の記録を保管する。

6 後方支援、物品又は役務を要請し、提供し、又は受領する手続は、付表 A 付紙 C に規定する。

7 受領締約者は、次のことについて責任を負う。

a この手続取極に従って取得した物品の引取り及び輸送を手配すること。ただし、この手続取極に従って取得された物品の輸送手段への積み込みを提供締約者が支援することは、妨げられない。

b 適用される全ての通関許可を取得すること及び国内の関税規則により必要とされる他の公的な措置を講ずること。

c この手続取極に従って取得した物品を提供締約者が指定する場所に返還するための輸送又は当該物品の当該場所への配送を手配すること。

8 受領締約者を代表して後方支援、物品又は役務を受領するため受領締約者に指定された者は、受領の証拠として、標準的な発注証の様式（付表 A 付紙 A）の適切な欄に署名し、又は押印する。標準的な発注証の様式が提供締約者から入手可能でない場合には、後方支援、物品又は役務を受領する者は、提供締約者

が代替として提供する受領証に署名する。受領証には、この手続取極の番号であるUS-JA-〇二を付するものとする。

9 提供締約者は、次のことについて責任を負う。

a 後方支援、物品又は役務の引取りが可能となる日時及び場所を受領締約者に通知すること。

b この手続取極に従って発注証を受領する権限を与えられた連絡先に対し署名された受領証を送付すること。当該署名された受領証は、発注証の様式の原本に添付される。

10 この手続取極に従って受領する後方支援、物品又は役務は、該当する経路を通じて得られた提供締約者の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ永続的であれ、他の国、国際機関又は団体（受領締約者の部隊の人員、従業員又は代理人を除く。）に移転してはならない。

第五条 決済

1 両締約者は、この手続取極に基づく後方支援、物品又は役務の移転について、協定の条件に整合的な通貨による償還（「償還処理」）又は同種の置換えのいずれかにより決済することを合意する。受領締約者は、提供締約者との間で、この条の1 a又は1 bの規定により決済する。この条の1 a及び1 bの規定に

かわらず、後方支援、物品又は役務の処理の決済は、同種の置換え又は通貨による償還（後方支援、物品又は役務が予定されたとおりに返還されない場合のものを含む。）のいずれにおいても、後方支援、物品又は役務の引渡しの日から十二箇月以内に完了する。決済に関する特定の手続は確定され、及び付表 A 付紙 C に組み込まれる。

a 償還処理 提供締約者は、後方支援、物品又は役務の引渡し又は実施後、送り状を発出する。両締約者は、全ての処理に係る通貨による償還に備えるものとし、各締約者は、まだ送り状が発出されていない全ての処理について、少なくとも三箇月に一度、他方の締約者に送り状を発出する。送り状には、必要な補助的な文書を添付し、送り状に記載された日から六十日以内に通貨による償還を行う。償還は、提供締約者の通貨により又は発注証における別段の合意に従って行われる。両締約者は、償還処理の価格を決定するに当たり、次の相互の価格決定の原則に合意する。

(1) 提供締約者が、受領締約者に代わり提供締約者が契約する者から特定の取得を行う場合には、価格は、同一の後方支援、物品又は役務について当該提供締約者が契約する者が提供締約者の部隊に請求する価格よりも不利でない価格（次条に従って除外される金額を減じたもの）とする。請求される価

格については、配送の予定、配送先その他の類似の考慮すべき事項に起因する差異を考慮することができる。

(2) 提供締約者の物資が移転される場合には、提供締約者は、同一の後方支援、物品又は役務について提供締約者の部隊が請求される価格であつて、配送又は実施の日におけるものと同じ価格（次条に従つて除外される金額を減じたもの）を請求する。価格が確定していない場合又は自らの部隊に対する請求がなされていない場合には、両締約者は、相互の価格決定の原則を踏まえ、事前に、当該原則に従つて除外される請求額を減じた価格に合意する。

b 同種の置換えによる処理 受領締約者は、提供締約者が引渡し、又は実施した後方支援、物品又は役務と同一（又は実質的に同一）であると両締約者が合意する後方支援、物品又は役務を提供締約者に移転することにより、決済する。受領締約者が、当初の処理の時に合意した又は有効であつた置換えの予定（後方支援、物品又は役務の当初の処理の日から一年を超えないもの）の条件に従わない場合には、処理は、償還が履行されるはずの日に有効な実際の価格又は推定される価格を用いて価格が決定される場合を除くほか、償還処理とみなされ、1 a の規定により規律される。

c 価格又は価額の確定 相互の価格決定の原則の適用を明確にするために、次の価格決定の枠組みを規定する。

在庫の物品について確定する価格については、次のとおりとする。アメリカ合衆国防省については、物品管理簿の価格とする。日本国防衛省については、物品管理簿の価格とし、物品管理簿の価格が適用できない場合には、調達の費用とする。新たな調達の価格は、提供締約者が契約者又は販売業者に支払う価格と同じ価格とする。

提供する役務の価格については、次のとおりとする。アメリカ合衆国防省については、標準価格とする。日本国防衛省については、単価とする。標準価格又は単価が存在しない場合には、費用は、役務の提供に直接関係するものとする。

請求する価格は、日本国政府及びアメリカ合衆国政府が締結した他の協定に従って受領締約者が免除されるいかなる税も含まない。両締約者は、要請に応じ、これらの相互の価格決定の原則が守られていること及び価格が免除され、又は除外される費用を含まないことを確認するために、十分な情報を提供することに合意する。

2 発注証のための確定的な価格について事前に合意されない場合には、最終的な価格についての合意を保留し、発注証には、後方支援、物品又は役務を発注する締約者に課される債務の最大の価額を記載する。

両締約者は、その後速やかに最終的な価格を確定するために交渉する。

3 各締約者の処理の決済を行う連絡先は、この手続取極の付表に記載する。

4 この手続取極に基づく後方支援、物品又は役務の価格は、両締約者間における他の取極に基づき利用可能な同じ後方支援、物品又は役務の価格よりも高いものであってはならない。

第六条 免除され、又は除外される費用

両締約者は、それぞれの国の法令が許容する範囲内において、この手続取極に従って提供される後方支援、物品又は役務にいかなる税も課されないことを確保する。両締約者は、税及び関税の減免を最大にするために、適切な文書を提供するよう協力する。適用可能な税及び関税の減免に関する協定の規定は、この手続取極の下においても適用される。両締約者は、要請に応じ、後方支援、物品又は役務について請求する価格が税を含むか否かを相互に通知する。税及びこれに類する課徴金が課されるか否かを決定するに当たり、提供締約者が提供する後方支援、物品又は役務の価額は、前条に規定する価格決定の原則により規律され

る。

第七条 情報の保全

この手続取極及び実施取決めに基づく活動を秘密でない範囲で行うことは、両締約者の意図するところである。別途の書面による取極又は取決めにより特定の権限が与えられる場合を除くほか、秘密情報又は秘密の物資は、この手続取極又はいずれの実施取決めの下においても、提供され、又は作成されることはない。

第八条 解釈、改正及び情報の修正

1 この手続取極及びいかなる実施取決めの解釈若しくは適用又はこれらに従って行われる処理に関する意見の相違は、協定第十一条に従って解決される。協定とこの手続取極又は実施取決めとが抵触する場合には、協定が規律する。

2 いずれの締約者も、他方の締約者に対して書面による通知を行うことにより、いつでもこの手続取極の改正の要請を行うことができる。両締約者は、当該要請がなされた場合には、速やかに交渉を行う。この手続取極は、両締約者間の書面による合意によってのみ改正することができる。付表Aから付表Mまでの修正は、防衛当局の間で又は外交上の経路を通じて一方の締約者が他方の締約者に修正された付表を送付

することにより、この手続取極を正式に改正することなく行うことができる。

第九条 効力発生及び終了

1 前文、第一条から第九条まで及び附表Aから附表Mまでからなるこの手続取極は、二千十六年九月二十六日に署名された日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定が効力を生じた日に効力を生ずる。この手続取極は、協定が効力を有する間、効力を有する。この手続取極の終了の後においても、この手続取極の条件に従った財政上の義務及び合意された移転は、別段の合意がない限り、履行されるまで拘束力を有する。

2 この手続取極は、その効力が生じたときから、二千四年七月十四日に署名された日本国防衛庁とアメリカ合衆国防省との間の手続取極（改正を含む。以下「二千四年手続取極」という。）に代わるものとする。他の日本国又はアメリカ合衆国の文書（実施取決めを含む。）における二千四年手続取極への言及は、この手続取極への言及と解する。二千四年手続取極の条件に従った財政上の義務及び合意された移転は、別段の合意がない限り、履行されるまで拘束力を有する。

以上の証拠として、日本国防衛省及びアメリカ合衆国防省の代表者である下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、この取極に署名した。

二千十六年九月二十六日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国防衛省のために

黒江哲郎

アメリカ合衆国防省のために

チャールズ・G・シュローティ

(注) 以下、付表は省略する。

